

令和3年3月2日

令和3年第1回神奈川県議会定例会

建設・企業常任委員会報告資料

県土整備局

目 次

I	令和2年度県土整備局所管公共事業の評価結果について	1
II	かながわ都市マスタープランの改定案について	8
III	総合評価方式の新たなタイプ「特別簡易型(Ⅱ)」の導入について	14
IV	村岡・深沢のまちづくりと新駅設置に向けた取組について	17
V	「流域治水」の取組について	20
VI	相模湾沿岸海岸侵食対策計画の改定案について	24
VII	津波災害警戒区域の指定に向けた取組について	29
VIII	神奈川県流域下水道事業経営ビジョンの策定案について	31
IX	神奈川県賃貸住宅供給促進計画改定案について	36
X	PFIによる県営住宅の建替えについて	38

I 令和2年度県土整備局所管公共事業の評価結果について

1 趣旨

県土整備局では、道路や河川等の事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、国土交通省所管の国庫補助事業及び県単独事業等のうち、一定の要件に該当する事業を対象に、平成10年度から再評価を、平成17年度から事後評価をそれぞれ実施している。

令和2年度は、3事業の再評価及び6事業の事後評価を実施したので、その概要と評価結果について報告する。

2 事業評価の概要

(1) 再評価について

再評価は、事業採択後5年が経過した時点で継続中の事業や、再評価実施後5年が経過した時点で継続中の事業等を対象に、事業の必要性や事業進捗の見通し等の視点で評価を行い、事業を継続するか否か、今後の対応方針について判断するものである。

(2) 事後評価について

事後評価は、事業完了後5年以内の事業のうち、全体事業費が10億円以上の事業や、過去に再評価を実施した事業を対象に、事業効果の発現状況等の視点で評価を行い、改善措置や今後の事後評価の必要があるか否か、今後の対応方針について判断するものである。

(3) 評価実施の手続きについて

再評価及び事後評価を実施する際には、県土整備局副局長や、関係部課長で構成される「県土整備局公共事業評価検討会議」（以下「検討会議」という。）において対応方針案を決定した後、学識経験者等の第三者で構成される「神奈川県県土整備局公共事業評価委員会」（以下「委員会」という。）の審議結果を受け、関係市町村の意見も聴いた上で、改めて検討会議において対応方針を決定する。

3 令和2年度の評価結果

(1) 再評価実施事業

道路1事業、河川1事業、砂防1事業の計3事業について、再評価を実施した。

(2) 事後評価実施事業

道路1事業、砂防2事業、急傾斜地2事業、公園1事業の計6事業について、事後評価を実施した。

(3) 委員会の審議結果

再評価3事業については、委員会で審議され、いずれも「継続」とされた。

事後評価6事業については、委員会で審議され、いずれも「現時点では、特段の改善措置や、改めて、事後評価作業を行う必要は認められない。ただし、今後も各事業を適切に運用していくためには、その事業の周辺環境の変化等も勘案する必要があることから、現地確認を継続するなど、引き続き注視していくことが必要である。」とされた。

(4) 県の評価結果

県では、1月29日に検討会議を開催し、今後の対応方針として、委員会の審議結果を県の評価結果とすることを決定した。

なお、評価結果については、第1回県議会定例会建設・企業常任委員会報告後、速やかに、県のホームページを通じて公表する。

- 1 神奈川県県土整備局公共事業評価委員会 委員名簿
- | | | |
|------|-------|-------------------------------|
| 委員長 | 家田 仁 | 政策研究大学院大学 教授〈社会基盤〉 |
| 副委員長 | 中村 英夫 | 日本大学 教授〈都市計画〉 |
| | 稲垣 景子 | 横浜国立大学 准教授〈防災〉 |
| | 真田 純子 | 東京工業大学 准教授〈景観〉 |
| | 高橋 泰成 | 一般社団法人神奈川県経営者協会 副会長
〈産業活動〉 |
| | 田邊 勝巳 | 慶應義塾大学 教授〈経済〉 |
| | 中村 幸人 | 東京農業大学 名誉教授〈環境〉 |

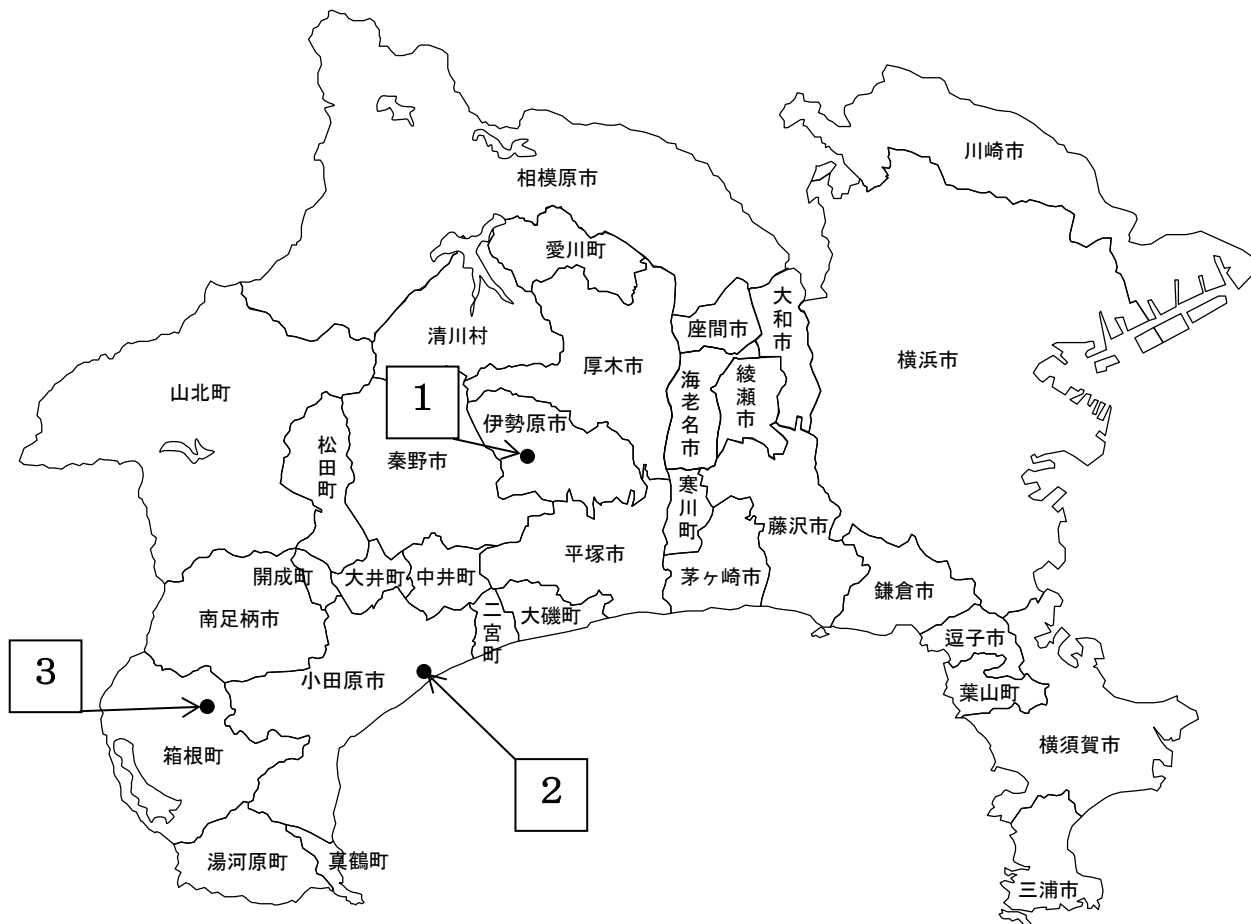
(注) 〈 〉に委員の専門分野を記載した。

2 公共事業評価委員会の開催状況

開催回	開催日	審議内容
第1回	令和2年9月4日	<ul style="list-style-type: none"> 河川、砂防・急傾斜地分野の事業概要説明 再評価事業の審議（河川1事業） 事後評価事業の審議（急傾斜地2事業） ※ 藤沢市事業〔事後評価〕の審議を併せて実施
第2回	令和2年11月9日	<ul style="list-style-type: none"> 道路分野の事業概要説明 再評価事業の審議（砂防1事業） 事後評価事業の審議（道路1事業、砂防2事業）
第3回	令和2年12月18日	<ul style="list-style-type: none"> 公園分野の事業概要説明 再評価事業の審議（道路1事業） 事後評価事業の審議（公園1事業）
第4回	令和3年1月18日	<ul style="list-style-type: none"> 総括審議

3 令和2年度再評価実施事業の概要

(1) 再評価実施事業 位置図



(注) □番号は、再評価実施事業の番号を表す。

(2) 再評価実施事業 一覧表

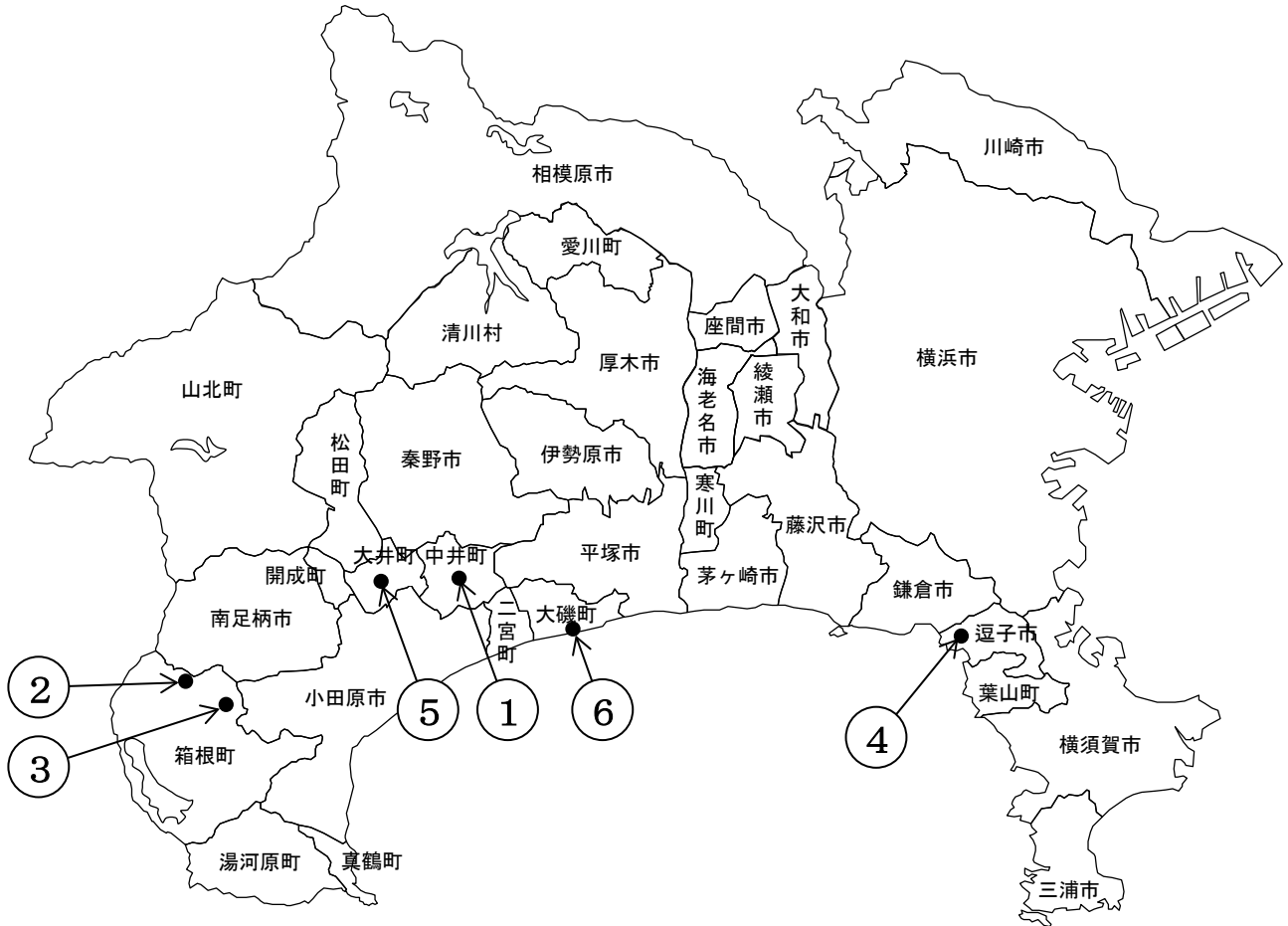
分野	番号	事業名 [事業箇所]	再評価 の要件 (注)	評価 結果
道路	1	県道611号 大山板戸 (大山バイパス) 道路改良事業 [伊勢原市大山～三ノ宮地内]	イ	継続
河川	2	二級河川 森戸川 河川改修事業 [小田原市国府津地先]	ア	
砂防	3	瀬戸沢 砂防事業 [箱根町宮城野地先]	ア	

(注) 「再評価の要件」

- ・アは、事業採択後5年が経過した時点で継続中の事業を示す。
- ・イは、再評価実施後5年が経過した時点で継続中の事業を示す。

4 令和2年度事後評価実施事業の概要

(1) 事後評価実施事業 位置図



(注) ○番号は、事後評価実施事業の番号を表す。

(2) 事後評価実施事業 一覧表

分野	番号	事業名 [事業箇所]	事後評価 の要件 (注)	評価結果
道路	①	県道77号 平塚松田(比奈窪バイパス) 道路改良事業 [中井町比奈窪～雑色地内]	ウ、エ	<p>想定した事業効果が発現していること、もしくは、今後、災害が発生した時に効果の発現が期待されることが確認された。</p> <p>このため、現時点では、特段の改善措置や、改めて、事後評価作業を行う必要は認められない。ただし、今後も各事業を適切に運用していくためには、その事業の周辺環境の変化等も勘案する必要があることから、現地確認を継続するなど、引き続き注視していくことが必要である。</p>
砂防	②	卯花沢 砂防事業 [箱根町仙石原地先]	エ	
〃	③	寺 沢 砂防事業 [箱根町宮城野地先]	エ	
急傾斜地	④	久木4丁目B地区 急傾斜地崩壊対策事業 [逗子市久木四丁目地内]	エ	
〃	⑤	金子地区 急傾斜地崩壊対策事業 [大井町金子地内]	エ	
公園	⑥	大磯城山公園 都市公園整備事業 [大磯町国府本郷・西小磯地内]	ウ、エ	

(注) 「事後評価の要件」

- ・ウは、全体事業費が10億円以上の事業を示す。
- ・エは、過去に再評価を実施した事業を示す。

II かながわ都市マスタープランの改定案について

1 かながわ都市マスタープランの概要

「かながわ都市マスタープラン」（以下「本プラン」という。）は、概ね20年後を展望した「神奈川の県土・都市像」を都市づくりの分野から描き、その実現に向けて広域的な都市づくりの基本方向を示すことによって、土地利用、社会資本整備、市街地整備を総合的かつ計画的に推進することを目的としている。

本プランは、「かながわランドデザイン」の県土・まちづくり分野における基幹的な計画であるとともに、本プランをもとに、県または指定都市は「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」を定め、市町は「市町村の都市計画に関する基本的な方針」を定めている。

2 改定の趣旨

本プランは、昭和61年に策定して以来、社会経済情勢の変化などに的確に対応するため、これまでに5回の見直しを行っている。

前回改定から10年以上が経過しており、将来を展望すると、気候変動の影響などによる災害の頻発・激甚化やICTの技術革新といった社会経済情勢の変化などが見込まれることから、これらに的確に対応した都市づくりを進める必要があるため、本プランを改定する。

また、今回の改定において、これまで別冊となっていた「津波対策編（平成25年3月）」及び「地域別計画（平成22年11月）」について、本編に統合して1本化する。

3 改定に向けたこれまでの取組

令和元年7月～	学識経験者への意見聴取（7回）
10月～	庁内及び市町村との連絡調整会議等（4回）
令和2年9月	第3回県議会定例会の建設・企業常任委員会に改定素案を報告
10月	神奈川県都市計画審議会に改定素案を報告
10月～11月	改定素案に対する県民意見募集
令和3年2月	県民意見を反映した改定案の取りまとめ
〃	神奈川県都市計画審議会に改定案を報告

4 県民意見募集

(1) 募集状況

改定素案を県民などに公表し、「かながわ県民意見反映手続要綱」に基づき意見を募集した。

時期	実施方法
令和2年10月28日 ～ 令和2年11月26日	ア 県政情報センターなどで冊子を配布 イ 県のホームページへの掲載 ウ 県のたより11月号への掲載 エ 報道機関への情報提供

(2) 反映状況（意見総数 75 件）

- A 改定案に反映した（している）意見・・・・・・・・・・17件
- B 改定案に反映していないが、他の施策の中で取り組んでいる意見・・・・・・・・・・10件
- C 今後の計画推進の中で参考にする意見・・・・・・・・・・23件
- D 改定案に反映できない意見・・・・・・・・・・3件
- E その他（質問、感想等）・・・・・・・・・・22件

(3) 県民意見の例（概要）

- A 改定案に反映した（している）意見
 - ・自転車が車道を走行するようになってきている中、自転車利用者の安全のため、自転車レーンの増設や拡幅をお願いしたい。
- B 改定案に反映していないが、他の施策の中で取り組んでいる意見
 - ・看護小規模多機能型居宅介護の普及への取組を加えてほしい。
- C 今後の計画推進の中で参考にする意見
 - ・東京都のように小観光地的な公園を作るべき。井の頭公園、上石神井公園などは駅名になっており市街地の特色にもなっている。
- D 改定案に反映できない意見
 - ・人口減少社会が本格化する現状では、リニア中央新幹線について見直した方がよい。
- E その他（質問、感想等）
 - ・最近、災害が多く発生しているので、公共公益施設における自立・分散型エネルギー源の確保などに賛同します。

5 改定案の概要（現行プランからの主な改定内容）

(1) 都市づくりの基本方向

- ア 現行プランにおける「持続可能な県土・都市づくり」などの基本方向を踏襲しつつ、展望時期を2040年代前半とし、県土・都市像を「地域の個性を伸ばし、活力と魅力あふれる強靱な都市 かながわ」とする。
- イ SDGsの理念の共有、「県土の利用と管理」、「スマートシティ」、「ダイバーシティ（多様性）」、「レジリエンス（強靱性）」といった観点を重視し、民間活力の活用、特区制度との連携なども図りながら、人を引きつける魅力あふれる都市づくりを進める。
- ウ 都市の運営といった観点をより一層推進するため、選択と集中の徹底による社会資本整備、ストック効果の最大化、都市づくり関連制度の積極的な運用を図る。

(2) 社会経済情勢の変化などへの対応

- ア 人口減少社会の本格化などを踏まえた都市づくり
地域の実情に応じた「コンパクト＋ネットワーク」の形成、観光振興、地方創生、居心地が良く歩きたくなるまちなかの形成など。
- イ 産業構造の転換などを踏まえた都市づくり
リニア中央新幹線による国土構造の変革、羽田空港の国際線増便、首都圏3環状道路の概成などを生かした都市づくり、特区連携など。
- ウ 2050年脱炭素社会の実現などを踏まえた都市づくり
再生可能エネルギーの導入、エネルギーの利活用を最適化するスマートコミュニティの形成、電動車の普及促進、都市農地の保全・活用、自然環境が有する多様な機能を活用するグリーンインフラの推進など。
- エ 気候変動の影響などによる災害の頻発・激甚化などを踏まえた都市づくり
地震や風水害などへのハード・ソフト一体となった防災・減災対策の推進、地域の実情に応じたハザードエリアにおける土地利用規制・誘導、無電柱化の推進、地籍調査の促進など。
- オ ICTの技術革新などを踏まえた都市づくり
ICTなどの新技術を活用したスマートシティの形成、完全自動運転や様々な移動を一つのサービスとして捉えるMaaSなどによるスマートモビリティ社会の実現の促進など。

カ 既存ストックの老朽化、官民連携の進展などを踏まえた都市づくり

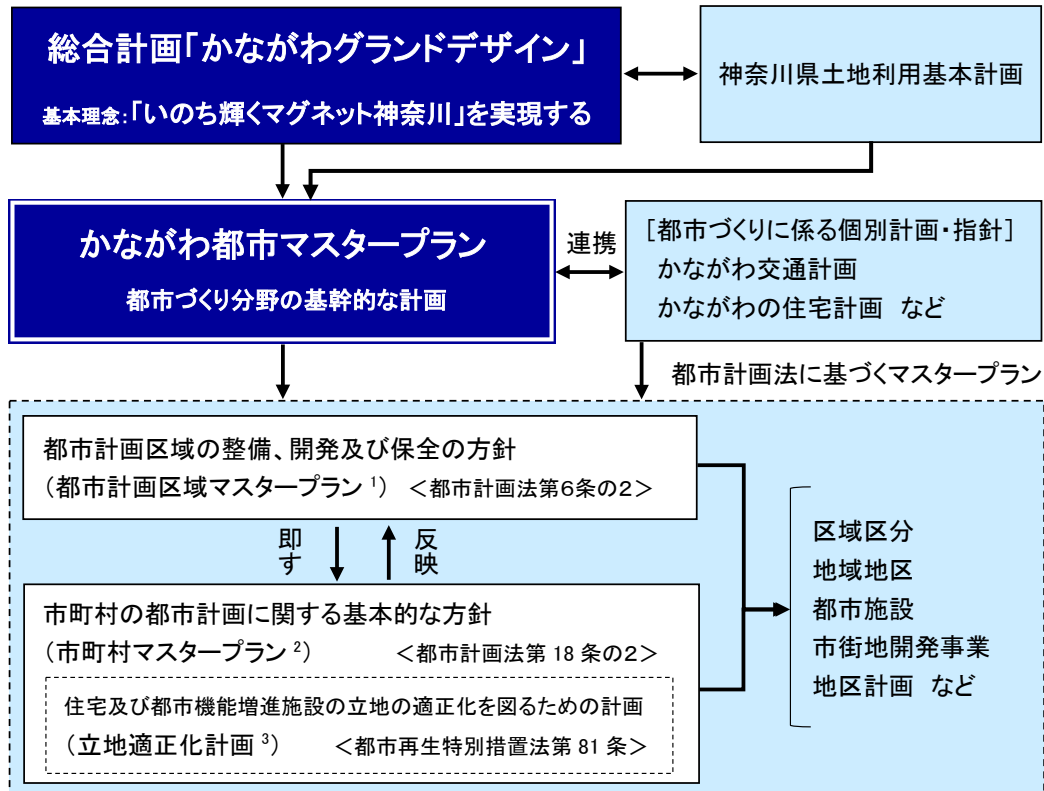
インフラの予防保全による長寿命化、既存ストックの多機能化、長期未着手の都市施設の見直し、PPP/PFI、ソーシャルビジネス、クラウドファンディングの活用、都市計画基礎調査のオープンデータ化の推進など。

なお、コロナ禍を踏まえた都市づくりについては、有識者の意見に基づき、現状では全体が見えない状況にあるため、課題認識や大まかな方向性を示しつつ、今後も新たな知見などを踏まえて検討すると整理。

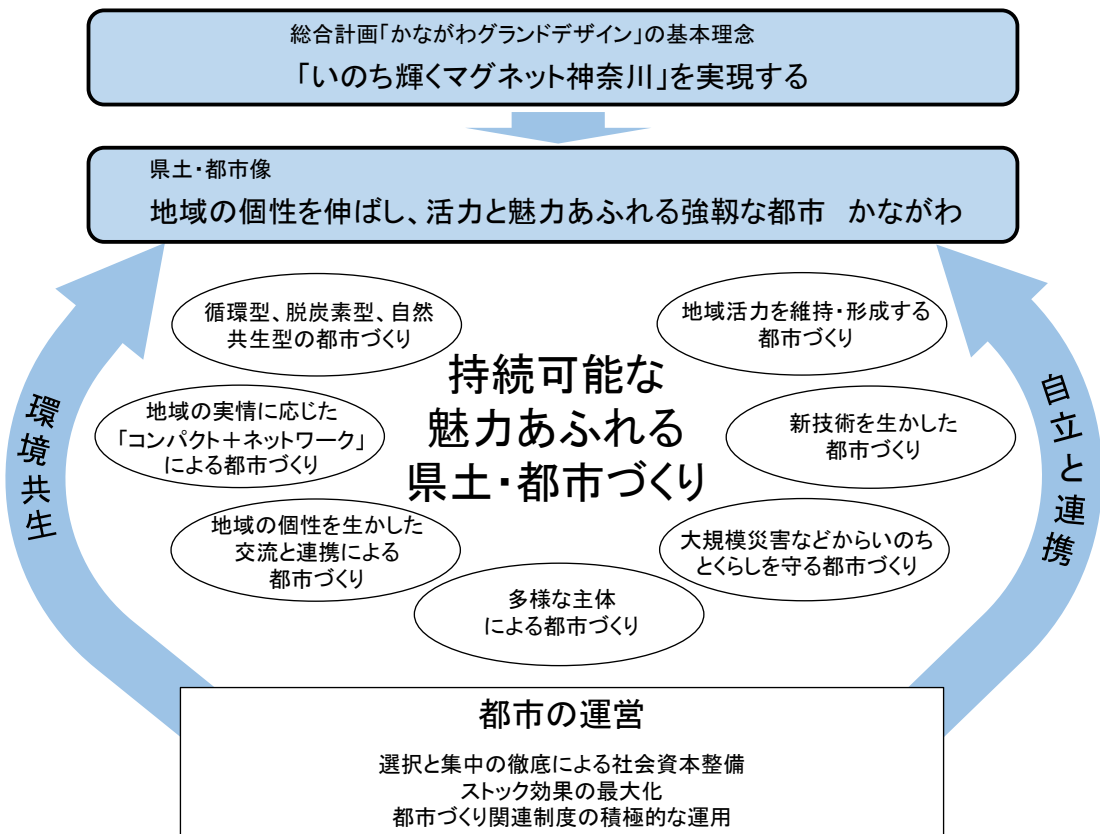
6 今後の予定

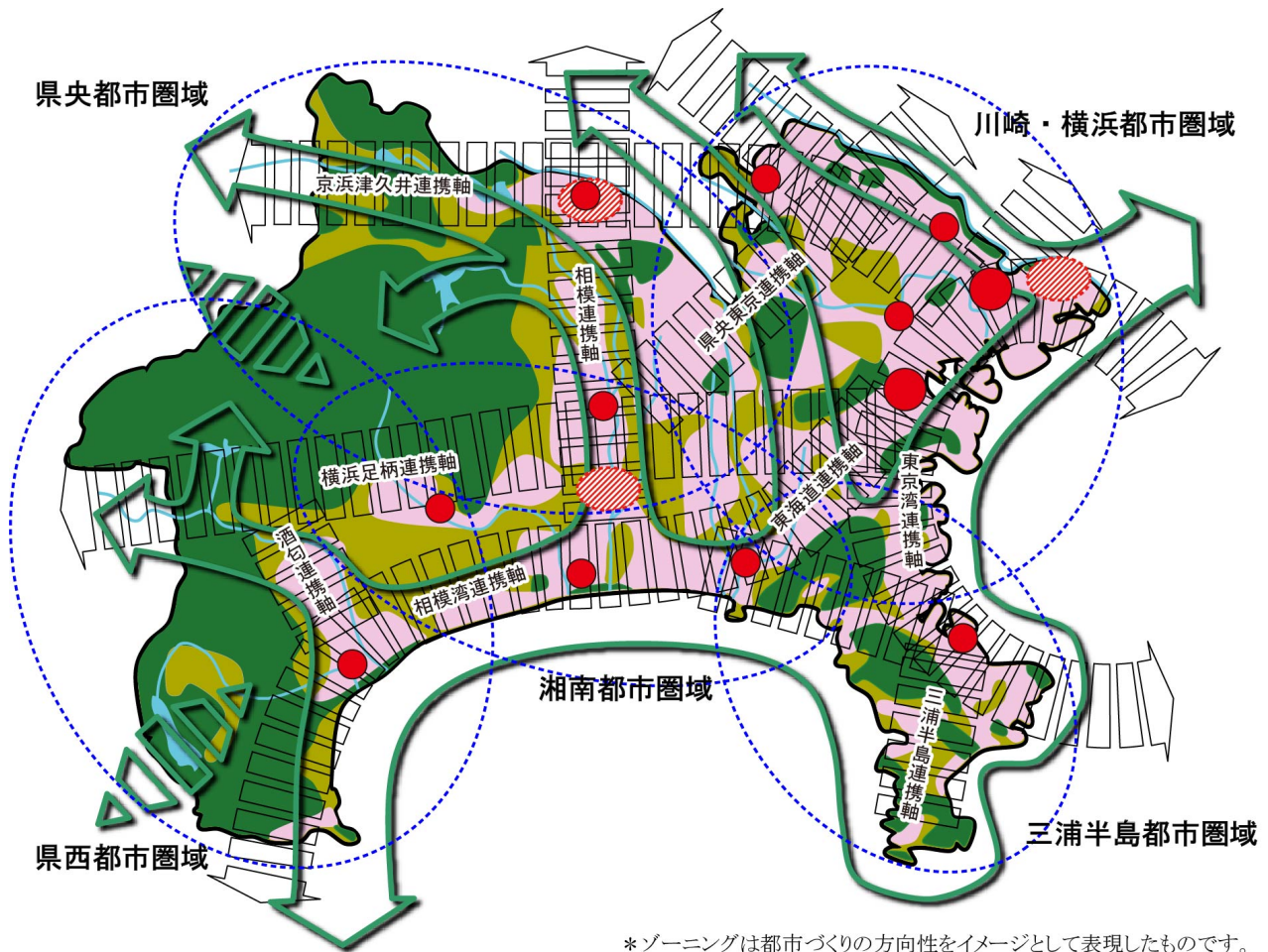
令和3年3月末を目途に本プランを改定し、公表する。

○諸計画との関係と役割



○県土・都市像





*ゾーニングは都市づくりの方向性をイメージとして表現したものです。

凡 例

<環境共生>

複合市街地ゾーン
 ◇鉄道駅や公共交通の利便性を生かした「歩いて暮らせるまちづくり」
 ◇多様な機能を持った質の高い市街地の実現

環境調和ゾーン
 ◇都市と自然の調和・つながりを育む土地利用
 ◇地域特性に応じた魅力の創造・発揮

自然的環境保全ゾーン
 ◇まとまりのあるみどりの保全、周辺環境との一体的なうらおいの創造
 ◇価値ある環境を生かして伸ばす交流の促進

水とみどりのネットワーク
 ◇特色ある風土・環境・景観を生かし育み、都市と自然との調和・共生を促進
 ◇山・川・海の連続性を踏まえた循環・自然共生型のうらおいある県土の創造

県境を越える山なみエリアの連続性

<自立と連携>

中核拠点
 ◇首都圏の中核的な拠点として、複合的な都市機能を集積

広域拠点
 ◇県全体の広域的な機能、都市圏域全体の自立をけん引する高度な都市機能の集積

新たなゲート
 ◇全国や世界との交流連携の窓口として、交通基盤の整備と拠点を形成

整備・機能強化する連携軸
 ◇自立した地域の機能を支えあう交通ネットワークの整備と既存ストックの機能強化
 ◇防災、環境、産業・観光といった広域的な課題への対応

都市圏域
 ◇地域の個性を生かした自立ある発展
 ◇人、モノ、情報の円滑な流れを促す連携軸による活力ある都市づくり

Ⅲ 総合評価方式の新たなタイプ「特別簡易型(Ⅱ)」の導入について

1 これまでの取組

「公共工事の品質確保の促進に関する法律」(以下「品確法」という。)では、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることが求められている。

県土整備局では「品確法」の施行に併せ、「価格」だけでなく技術提案や施工実績等の「企業の技術力」を総合的に評価し落札者を決定する総合評価方式の試行を平成17年度から行い、その後も法改正や社会状況の変化などに応じながら、総合評価方式の見直しを行っている。

2 総合評価方式の概要

現在、総合評価方式のタイプには、現場条件や施工技術の難易度等に応じて「標準型」、「簡易型」及び「特別簡易型」があり、この中から工事内容に適したタイプを選択し実施している。(資料1参照)

3 新たなタイプ導入の趣旨と概要

総合評価方式による発注は、これまで比較的大規模な工事が中心となっており、中小規模の工事での適用は少ない状況となっている。

「品確法」の趣旨を踏まえ、総合評価方式を一層推進していくため、今回試行として、従来の「特別簡易型」のうち、主に中小規模の工事を対象とした「特別簡易型(Ⅱ)」を導入する。

工事の品質は、現場に配置される技術者の技術力によるところが大きいことから、安定した品質の確保と総合評価方式の効率的な運用を図るため、「特別簡易型(Ⅱ)」では、主に配置予定技術者に関する評価項目に絞り込んでいる。(資料2参照)

4 今後の予定

令和3年4月1日以降に公告する工事から適用

総合評価方式について

総合評価方式とは

総合評価方式は、「入札価格」の他に「価格以外の技術的要素」を評価の対象に加え、数値化した「評価値」の最も高い者を落札者とする事で、技術と価格の両面から見て最も優れた施工業者を選定するものである。

$$\frac{\text{技術評価点}}{\text{入札価格}} = \text{評価値} \leftarrow (\text{数値の最も高い者が落札者})$$

総合評価方式のタイプ

現在、現場条件や施工技術の難易度等に応じて以下の3タイプあり、この中から工事内容に適したタイプを選択し実施している。

○ 標準型

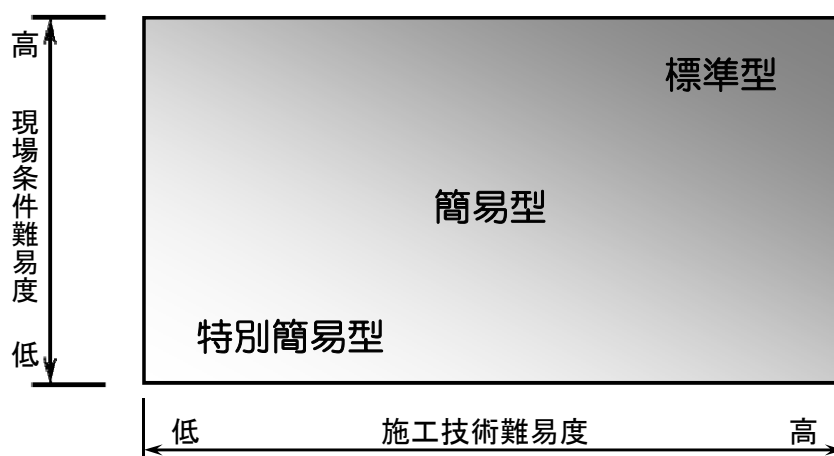
構造上の工夫や特殊な施工方法等を含む高度な技術提案を求め、民間企業の優れた技術力を活用することにより、工事の品質をより高めることを期待する工事で、施工技術難易度や現場条件難易度が特に高く、発注者が技術提案を求めたい場合に適用するタイプ。

○ 簡易型

当該工事の施工に必要な、適切かつ確実な施工能力をもつ企業に施工させることにより、工事の品質をより高めることを期待する工事で、施工技術難易度や現場条件難易度が高く、発注者が施工計画に係る技術的所見を求めたい場合に適用するタイプ。

○ 特別簡易型

簡易型に準じて、施工技術難易度や現場条件難易度がある程度高いが、技術的な工夫の余地が小さく、施工計画に係る技術的所見を求めることを要さない場合に適用するタイプ。



「施工技術難易度」：重要構造物や特殊な技術を用いる等、施工技術の難易度
「現場条件難易度」：安全対策や工程管理、地域への配慮等、現場条件の難易度

総合評価方式タイプ別 評価項目一覧

◎：必須項目
○：選択項目

	評価項目	タイプ			
		標準型	簡易型	特別簡易型	
				(Ⅰ)*	(Ⅱ)
	技術提案及び技術提案に係る施工計画	◎			
	簡易な施工計画の技術的所見		◎		
企業の技術的能力	過去の同種工事の施工実績	○	◎	◎	
	過去3年間の工事成績評定点の平均点	○	◎	◎	◎
	優良工事等表彰等の受賞実績	○	◎	◎	
	地域精通度	○	○	○	
	ISO9001の認証取得	○	○	○	
	週休2日制確保モデル工事の履行実績	○	○	○	
配置予定技術者の技術的能力	過去の同種工事の施工実績	○	◎	◎	◎
	過去3年間の工事成績評定実績	○	◎	◎	◎
	取得資格	○	◎	◎	◎
	継続教育(CPD)実績	○	○	○	
	若手技術者・担い手の育成実績	○	○	○	
企業の信頼性・社会的性	災害時等の地域貢献	○	○	○	○
	建設業労働災害防止協会への加入	○	◎	◎	
	登録基幹技能者	○	○	○	
	新卒者(技術職)の雇用実績	○	○	○	
課題への取組(地域特有の施策)	自由設定項目①	○	○	○	
	自由設定項目②	○	○	○	
	自由設定項目③	○	○	○	

太枠内：新たに導入する「特別簡易型(Ⅱ)」

*「特別簡易型(Ⅱ)」導入に伴い、従来の「特別簡易型」を「特別簡易型(Ⅰ)」に改称する。

IV 村岡・深沢のまちづくりと新駅設置に向けた取組について

1 これまでの取組

県、藤沢市及び鎌倉市（以下「3 県市」という。）は、湘南地区における新たな都市拠点の形成に向けて、平成 30 年 12 月に、藤沢市村岡地区と鎌倉市深沢地区の土地区画整理事業を一体施行で取り組むこと及び村岡新駅（仮称）設置に関する基本事項に合意し、新たなまちづくりの実現を目指して取り組んできた。

2 新駅設置に向けた取組

新駅の実現に向けて、平成 31 年 1 月に、「村岡新駅（仮称）設置協議会」から、東日本旅客鉄道株式会社（以下「JR 東日本」という。）に対して、新駅の設置と整備費用の一部負担などについて要望した。

令和 3 年 1 月末に、JR 東日本から、新駅の概算事業費は約 150 億円で、事業費の 15%を JR 東日本が負担することについて、回答があった。これを受け、3 県市で検討を行った結果、新駅を設置すること、3 県市と JR 東日本の 4 者による新駅設置の負担割合などについて、令和 3 年 2 月 8 日に覚書を締結した。

3 新駅設置の費用負担について

費用負担の割合は、以下によることを基本とする。

- ・ 神奈川県負担割合 30.0%
- ・ 藤沢市負担割合 27.5%
- ・ 鎌倉市負担割合 27.5%
- ・ JR 東日本負担割合 15.0%

4 まちづくりの取組

村岡・深沢地区のまちづくりについては、両市の費用負担により取り組むこととしており、県は広域的なまちづくりの実現に向けて両市と調整を進めてきた。

令和 2 年度には、両地区一体施行による土地区画整理事業の具体化のため、施行者の検討を行い、こうした事業の実績・ノウハウなどを有する独立行政法人都市再生機構が適しているとの結果となった。また、令和 3 年 2 月 8 日に新駅に関する覚書を締結したことから、土地区画整理事業の施行について、3 県市から都市再生機構に要請した。

5 今後の予定

令和3年度

土地区画整理事業等に係る都市計画決定
新駅整備に関する基本協定の締結

令和4年度以降

土地区画整理事業の認可後、事業に着手
新駅整備に関する詳細設計の実施後、工事に着手
新駅の開業目標 令和14年頃

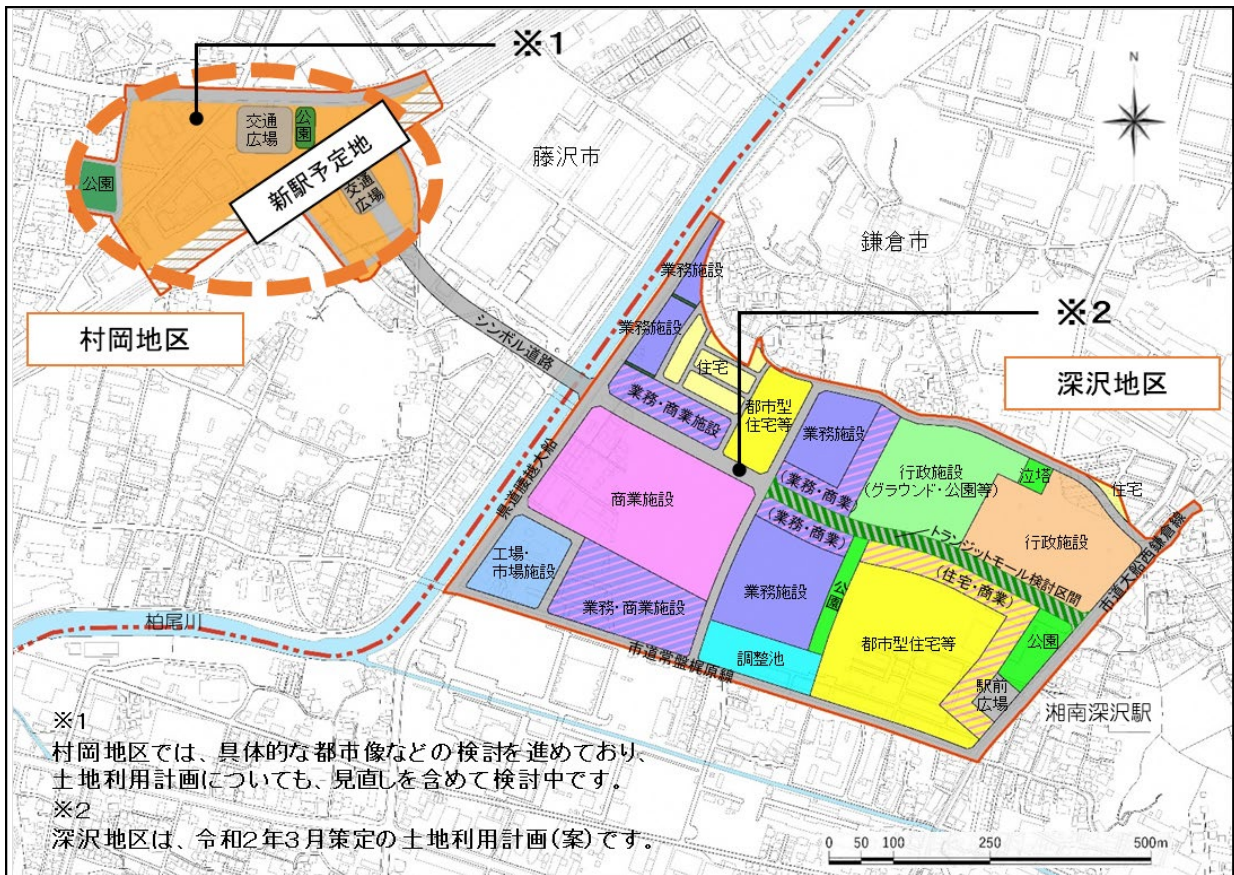
村岡・深沢のまちづくりと新駅 位置図・概要図

【位置図】



【概要図】

令和2年3月時点



V 「流域治水」の取組について

1 概要

気候変動による降水量の増大や水害の激甚化・頻発化など、今後、懸念される水災害のリスクの増大に備えるためには、これまでの河川・下水道管理者等による治水だけでなく、流域に関わる関係者が、主体的に治水に取り組む社会を構築する必要がある。

このため、国では、防災・減災が主流となる社会を目指し、全国の一級河川の流域において、国や自治体、企業、住民など河川の流域のあらゆる関係者が協働して流域全体で行う治水対策、いわゆる「流域治水」への転換を進めており、今後、二級河川の流域についても、県が主体となって、同様の取組を推進して行く。

2 流域治水で取り組む対策

流域治水では、次の3つの対策に流域一体となって取り組む。

- (1) 氾濫をできるだけ防ぐ、減らす対策
 - ・ 治水施設の整備の加速化
 - ・ 雨水貯留浸透施設の整備 等
- (2) 被害対象を減少させるための対策
 - ・ まちづくりや住まい方の工夫 等
- (3) 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策
 - ・ 適切に避難できるようにするための体制の充実 等

3 流域治水の進め方

各流域において、河川管理者、下水道管理者、県、市町村等、あらゆる関係者からなる流域治水協議会を設置し、流域全体で水害を軽減させる治水対策に取り組んでいく。

また、流域全体で取り組む具体的な治水対策の全体像を、国や県、市町村と連携して検討し、早急に実施すべき対策を、流域治水プロジェクトとして取りまとめ、流域治水を計画的に推進する。

4 取組状況

(1) 一級河川

多摩川、鶴見川、相模川においては、既に、国が主体となり、河川管理者及び流域の自治体で構成する流域治水協議会等を開催しており、流域治水プロジェクトの策定を進めている。

(2) 二級河川

県内全ての市町村が参画する、神奈川県流域対策連絡協議会を令和3年1月に開催し、流域ごとの流域治水協議会の設置に向けて準備を行っている。

なお、引地川では、従前から、県と流域市で構成する引地川流域総合治水対策協議会において、流域が一体となった、総合治水対策に取り組んでいるため、この協議会を活用し、流域治水プロジェクトのとりまとめ作業を先行して進めている。

5 今後の対応

(1) 一級河川

多摩川、鶴見川、相模川において、それぞれの河川ごとに流域治水プロジェクトを策定し、令和3年3月に公表する予定。

(2) 二級河川

引地川では、令和3年3月に流域治水プロジェクトを策定・公表する予定。

その他の河川においても、準備が整い次第、順次、流域治水協議会を設置し、流域治水の取組を推進していく。

○流域治水の対策事例（括弧内は主な取組主体）

- (1) 氾濫をできるだけ防ぐ、減らす対策
 - ア 堤防整備・強化、河道掘削、遊水地整備等の加速化【国、県】
 - イ 利水ダムの活用【国、県、利水者】
 - ウ 雨水貯留浸透施設の整備【県、市町村、企業、住民】
- (2) 被害対象を減少させるための対策
 - ア リスクが高い区域における立地抑制、移転誘導【県、市町村、企業、住民】
- (3) 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策
 - ア 水災害リスク情報の充実【国、県、市町村】
 - イ 避難体制等の強化【国、県、市町村、住民】

○流域治水のイメージ

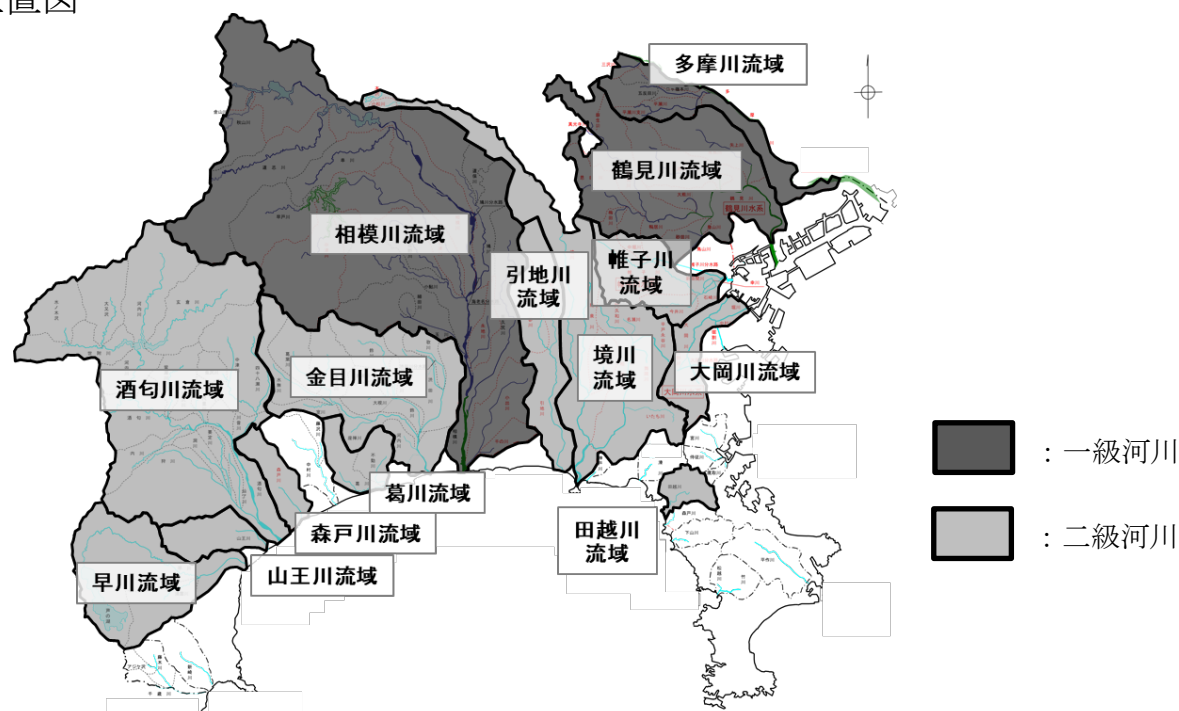


資料：「流域治水の推進」（国土交通省）

○「流域治水プロジェクト」を策定する二級河川と構成団体（予定）

河川名	組織名	構成団体
帷子川	帷子川水系流域治水協議会	神奈川県 横浜市
大岡川	大岡川水系流域治水協議会	神奈川県 横浜市
田越川	田越川水系流域治水協議会	神奈川県 逗子市
境川	境川流域総合治水対策協議会	神奈川県、東京都、横浜市、 相模原市、鎌倉市、藤沢市、 大和市、町田市
引地川	引地川流域総合治水対策協議会	神奈川県 藤沢市、茅ヶ崎市、大和市、 海老名市、座間市、綾瀬市
金目川	金目川水系流域治水協議会	神奈川県 平塚市、秦野市、厚木市、 伊勢原市、大磯町、中井町
葛川	葛川水系流域治水協議会	神奈川県 平塚市、秦野市、大磯町、 二宮町、中井町
森戸川	森戸川水系流域治水協議会	神奈川県 小田原市、大井町、松田町
酒匂川	酒匂川水系流域治水協議会	神奈川県 小田原市、秦野市、南足柄市、 大井町、松田町、山北町、開成町
山王川	山王川水系流域治水協議会	神奈川県 小田原市
早川	早川水系流域治水協議会	神奈川県 小田原市、箱根町

○位置図



VI 相模湾沿岸海岸侵食対策計画の改定案について

1 相模湾沿岸海岸侵食対策計画の概要

県は、砂浜の回復・保全を図り、将来にわたる美しいなぎさの継承を目指し、平成23年に「相模湾沿岸海岸侵食対策計画」（以下「本計画」という）を策定した。

本計画では、山・川・海の連続性をとらえたなぎさづくりの推進を位置づけ、養浜を主体として、各海岸の特性に応じた海岸侵食対策に取り組んでいる。

2 改定の趣旨

本計画に基づき、養浜を主体とした侵食対策を進めた結果、横須賀海岸秋谷地区など、養浜の効果が現れている海岸がある一方で、茅ヶ崎海岸菱沼海岸地区など、予想外に波の影響を強く受け、侵食が進み、背後地や施設に被害が発生している海岸もある。

本計画策定から今年で10年目を迎え、より効果的な侵食対策を進める必要があるため、各海岸の砂浜の状況に応じて本計画を改定する。

3 改定に向けたこれまでの取組

- | | |
|--------------------|--|
| 令和元年7月～ | ・沿岸首長等からなる「なぎさづくり促進協議会」で改定の方向性を説明
・砂浜の測定の解析、養浜の効果検証、手法の検討 |
| 令和2年11月 | ・有識者等からなる「広域漂砂調査技術検討会」及び県・市町からなる「海岸保全連絡調整会議」を開催し、改定素案を取りまとめ |
| 令和2年12月 | ・第3回県議会定例会の建設・企業常任委員会に改定素案を報告 |
| 令和2年12月
～令和3年1月 | ・改定素案に対する県民意見募集
・漁業者等関係者の個別意見聴取 |
| 令和3年2月 | ・「広域漂砂調査技術検討会」及び「海岸保全連絡調整会議」を開催し、意見を反映した改定案の取りまとめ |

4 県民意見募集

(1) 募集状況

改定素案を県民などに公表し、「かながわ県民意見反映手続要綱」に基づき意見を募集した。

時期	実施方法
令和2年12月21日 ～ 令和3年1月19日	ア 県政情報センターなどで冊子を配布 イ 県のホームページへの掲載 ウ 県のたより1月号への掲載 エ 報道機関への情報提供

(2) 反映状況（意見総数 41 件）

- A 改定案に反映した（している）意見・・・・・・・・・・26件
- B 他の施策の中で取り組んでいる意見・・・・・・・・・・2件
- C 今後の計画推進の中で参考にする意見・・・・・・・・・・8件
- D 改定案に反映できない意見・・・・・・・・・・3件
- E その他（質問、感想等）・・・・・・・・・・2件

(3) 県民意見の例（概要）

- A 改定案に反映した（している）意見
 - ・砂の移動に関するモニタリング調査を実施して欲しい。
- B 他の施策の中で取り組んでいる意見
 - ・海岸沿いの道路に溜まった飛砂を取り除き、砂浜に戻して欲しい。
- C 今後の計画推進の中で参考にする意見
 - ・自然石蛇籠や水中テトラなどで地形を人工的に変えて潮の流れを変える取組も必要である。
- D 改定案に反映できない意見
 - ・茅ヶ崎海岸の侵食を防ぐには、ヘッドランドを一定間隔で設置したらどうか。
- E その他（質問、感想等）
 - ・茅ヶ崎海岸菱沼海岸地区の侵食対策計画が砂浜の回復を目指しているということで、安心した。

5 改定案の概要（現行計画からの主な改定内容）

現行計画の養浜を主体とした砂浜の回復・保全を図るという方向性を踏襲しつつ、砂浜の侵食、安定・堆積傾向を再評価し、その結果を踏まえ、各海岸の分類について、必要な見直しを行った。

具体的には、例えば、横須賀海岸秋谷地区については、これまでの対策により砂浜が回復し、安定傾向にあることから、分類AからDに変更し、茅ヶ崎海岸菱沼海岸地区については、高波の影響で侵食が進んでいることから、分類CからAに変更し、侵食対策の基本方針に基づき、対策を進めていく。

分類	侵食対策の基本方針	改定 (海岸名)	現行 (海岸名)
A	計画的な養浜を主とした砂浜の回復	<ul style="list-style-type: none"> 茅ヶ崎海岸(菱沼海岸地区) 小田原海岸(国府津、前川地区) 二宮海岸(二宮地区) 大磯海岸(大磯地区(西)) 鎌倉海岸(七里ガ浜地区) 	<ul style="list-style-type: none"> 茅ヶ崎海岸(中海岸地区) 小田原海岸(国府津地区) 西湘海岸(大磯・二宮海岸) 横須賀海岸(秋谷地区大崩浜田地先)
B	既設護岸の改良とサンドリサイクル等による砂浜の保全	<ul style="list-style-type: none"> 小田原海岸(小八幡地区) 横須賀三浦海岸(長井初声地区) 葉山海岸(堀内地区) 鎌倉海岸(由比ガ浜地区) 	<ul style="list-style-type: none"> 大磯海岸(大磯地区(西)) 小田原海岸(小八幡地区、前川地区) 横須賀三浦海岸(長井初声地区) 葉山海岸(堀内地区) 鎌倉海岸(由比ガ浜地区)
C	維持的な養浜による侵食防止	<ul style="list-style-type: none"> 茅ヶ崎海岸(柳島地区) 藤沢海岸(片瀬西浜地区) 三浦海岸(初声地区) 逗子海岸(逗子地区) 湯河原海岸(吉浜地区) 	<ul style="list-style-type: none"> 茅ヶ崎海岸(菱沼海岸、柳島地区) 平塚海岸(平塚地区) 三浦海岸(初声地区) 逗子海岸(逗子地区) 鎌倉海岸(七里ガ浜地区)
D	サンドリサイクル等による砂浜の保全	<ul style="list-style-type: none"> 茅ヶ崎海岸(中海岸地区) 藤沢海岸(辻堂地区) 平塚海岸(平塚地区) 大磯海岸(大磯地区(東)) 小田原海岸(東町地区) 横須賀海岸(秋谷地区) 葉山海岸(一色下山口地区) 鎌倉・藤沢海岸(腰越・片瀬東浜地区) 三浦海岸(三浦地区) 	<ul style="list-style-type: none"> 藤沢海岸(片瀬西浜、辻堂地区) 大磯海岸(大磯地区(東)) 小田原海岸(東町地区) 横須賀海岸(秋谷地区海老田後地先) 葉山海岸(一色下山口地区) 鎌倉・藤沢海岸(腰越・片瀬東浜地区) 湯河原海岸(吉浜地区)

※下線部は変更又は追加した海岸

A：侵食傾向にあり、砂浜の波消し機能が不足している海岸

B：安定・堆積傾向にあるが、砂浜の波消し機能が不足している海岸

C：侵食傾向にあるが、Aほど侵食が著しくなく、砂浜の波消し機能が残されている海岸

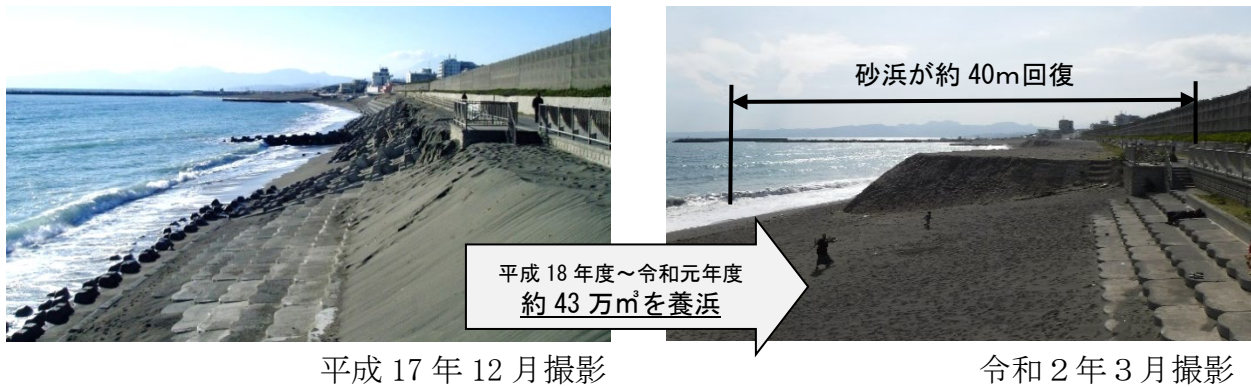
D：安定・堆積傾向にあり、砂浜が波消し機能を有している海岸

6 今後の予定

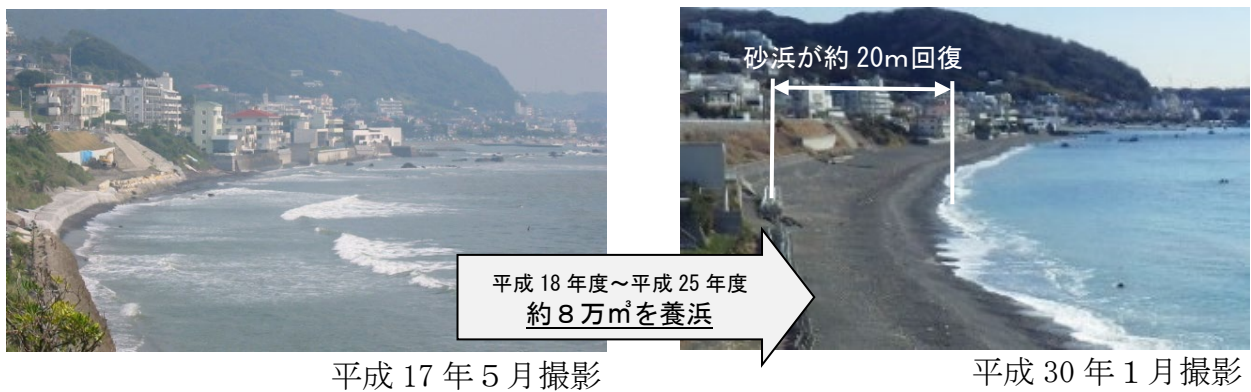
令和3年3月末を目途に本計画を改定し、公表する。

○各海岸の砂浜の状況

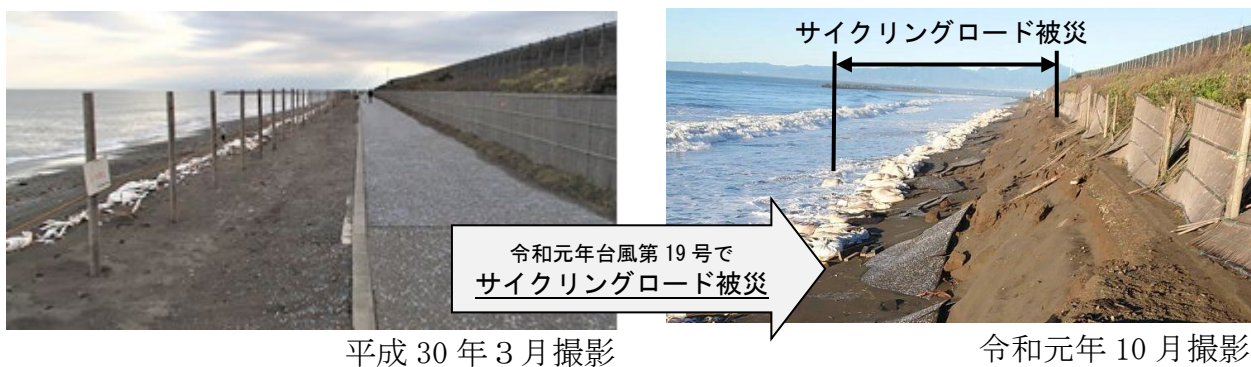
【茅ヶ崎海岸中海岸地区】



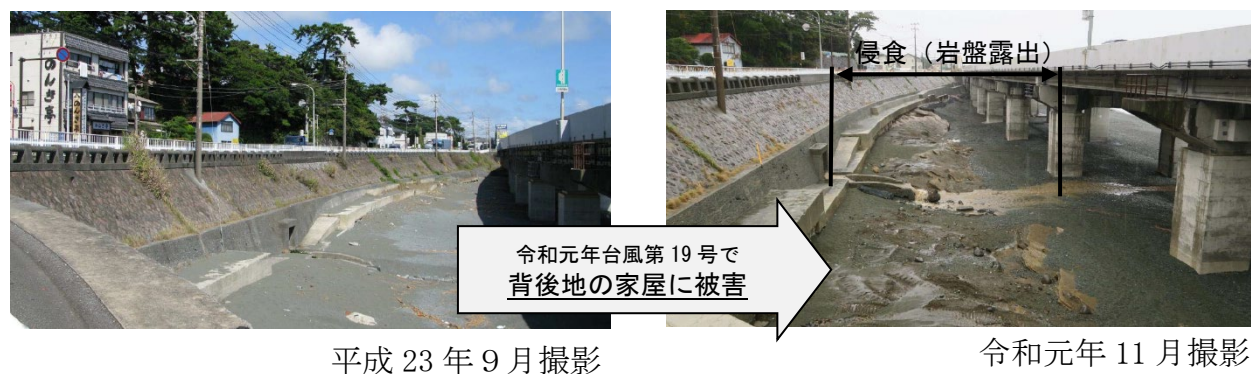
【横須賀海岸秋谷地区】



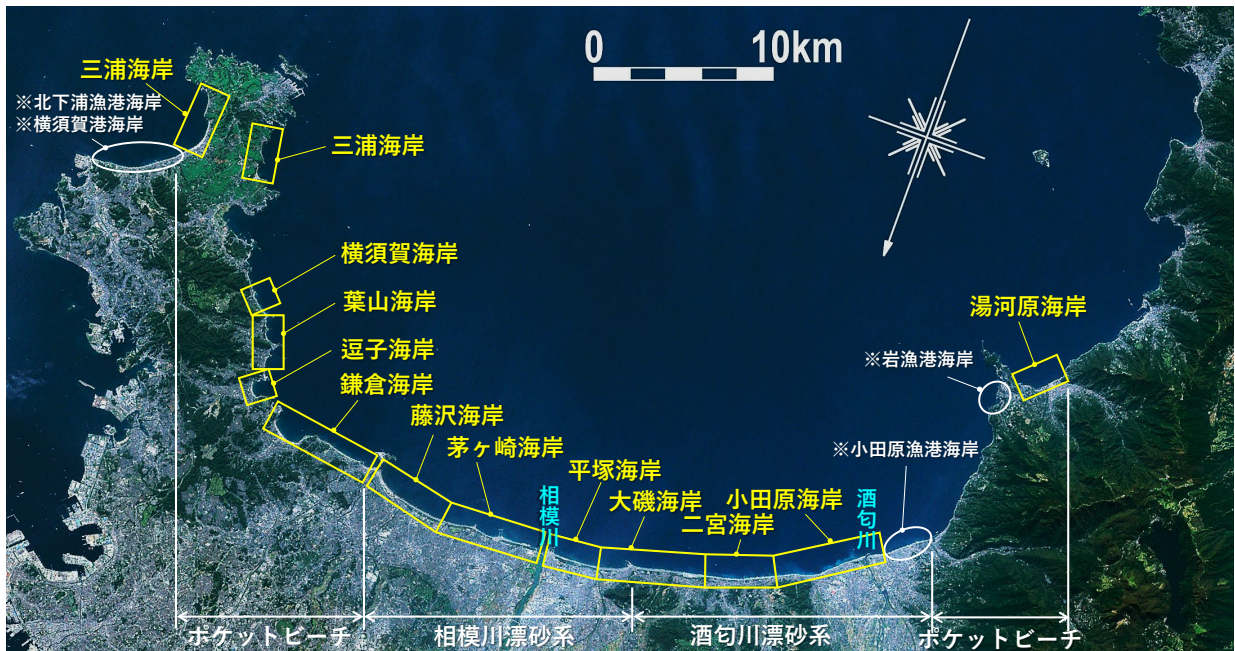
【茅ヶ崎海岸菱沼海岸地区】



【小田原海岸前川地区】

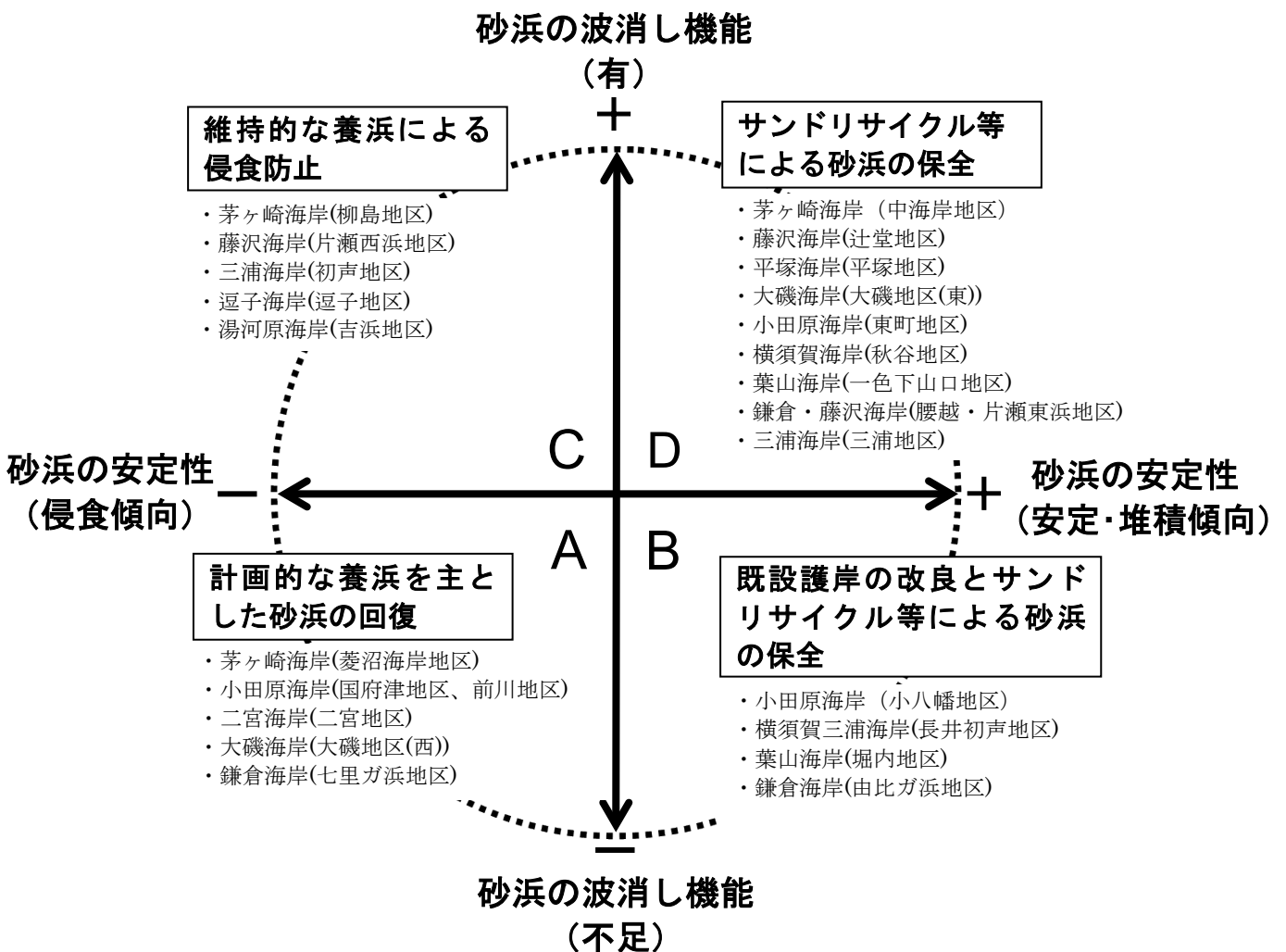


○相模湾沿岸海岸侵食対策計画の海岸位置図



※漁港・港湾海岸については、各管理者策定の侵食対策計画を掲載している。

○各海岸における侵食対策の基本方針



VII 津波災害警戒区域の指定に向けた取組について

1 概要

津波防災地域づくりに関する法律（平成23年12月施行）では、知事は、津波浸水想定を踏まえ、津波が発生した場合には住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがある区域で、警戒避難体制を特に整備すべき区域を、津波災害警戒区域（以下「警戒区域」という）として指定することができることとされている。

警戒区域を指定することにより、市町による警戒避難体制の整備や基準水位に基づくハザードマップの作成、要配慮者利用施設等において避難確保計画の作成などが行われることで、避難体制が強化される。

そこで県では、県の取組方針に基づき、令和元年12月に小田原ブロック（小田原市、真鶴町及び湯河原町）を警戒区域に指定したほか、区域の拡大に向けた取組を進めている。

2 取組状況

県は、小田原ブロックをモデル地域として、その成果を全県に広げるため、未指定の市町に対して、警戒区域指定の意向確認を行うとともに、個別に市町に出向いて、指定に向けた調整を図ってきた。

3 指定予定市町

藤沢市、大磯町及び二宮町

4 これまでの経過

令和2年12月

- ・第3回県議会定例会の建設・企業常任委員会に取組状況を報告

- ・二宮町で自治会代表者への説明会を開催

令和3年2月

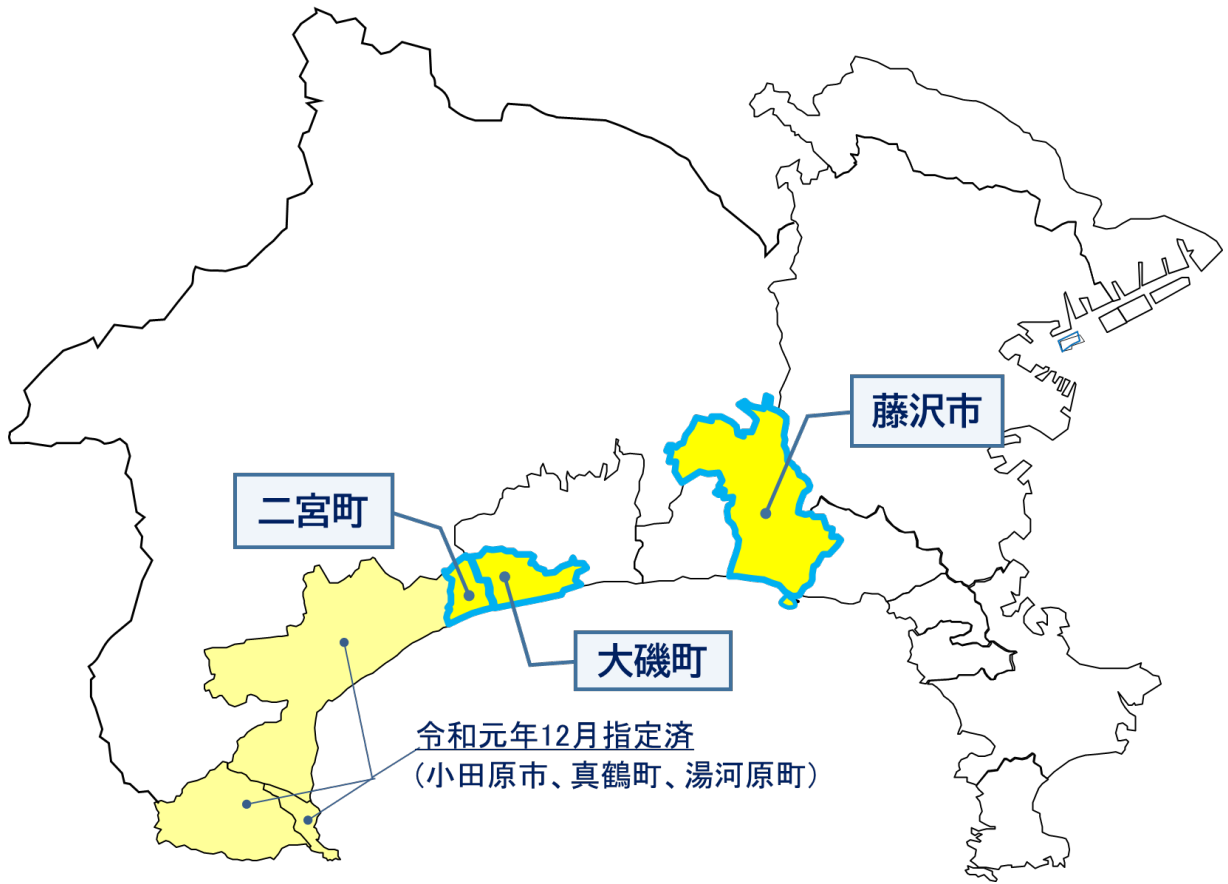
- ・藤沢市の警戒区域指定に向けた住民への説明動画作成

5 今後の予定

令和3年3月に藤沢市及び二宮町への意見聴取を行い、警戒区域を指定する。また、令和3年4月以降、大磯町で住民説明会等を開催した後、警戒区域を指定する。

その他の市町についても、引き続き、指定に向けて取り組んでいく。

○津波災害警戒区域指定状況図



VIII 神奈川県流域下水道事業経営ビジョンの策定案について

1 策定の趣旨

本県では、相模川、酒匂川の水質保全と流域市町の生活環境の改善を図るため、流域下水道事業に取り組んできたが、老朽化による更新投資の増大や、人口減少に伴う料金収入の減少等により経営環境が厳しさを増すことが懸念されている。

このため、経営基盤の強化や財政マネジメントの向上を目的に、昨年4月から公営企業会計へ移行した。

今回、10年間の基本的方向や施策目標等を示した「神奈川県流域下水道中期ビジョン」の改定に合わせ、経営の視点を強化し、公営企業会計と両輪で、持続可能な流域下水道事業に取り組むため、新たに「神奈川県流域下水道事業経営ビジョン」（以下「経営ビジョン」という。）を策定する。

流域下水道の位置図



2 策定に向けたこれまでの取組

令和元年12月～ 神奈川県流域下水道経営懇話会での意見聴取（4回）

令和2年8月～ 市町への意見照会（3回）

12月 第3回県議会定例会の建設・企業常任委員会に策定素案を報告

令和2年12月～令和3年1月 策定素案に対する県民意見募集

2月 県民意見等を反映した策定案の取りまとめ

3 県民意見募集

(1) 募集状況

策定素案を県民などに公表し、「かながわ県民意見反映手続要綱」に基づき意見を募集した。

時期	実施方法
令和2年12月21日	ア 県政情報センターなどでパンフレットを配布
～	イ 県のホームページへの掲載
令和3年1月19日	ウ 報道機関への情報提供

(2) 反映状況（意見総数29件）

- A 策定案に反映した（している）意見・・・・・・・・・・13件
- B 策定案に反映していないが、他の施策の中で取り組んでいる意見・・・・・・・・・・2件
- C 今後の経営ビジョン推進の中で参考にする意見・・・・5件
- D 策定案に反映できない意見・・・・・・・・・・0件
- E その他（質問、感想等）・・・・・・・・・・9件

(3) 県民意見の例（概要）

- A 策定案に反映した（している）意見
 - ・持続可能な流域下水道事業を目指すとともに、新技術の導入や最先端の研究開発の取組も積極的に推進してほしい。
- B 策定案に反映していないが、他の施策の中で取り組んでいる意見
 - ・豪雨時の浸水対策として、施設の耐水化も大事だが、一方で内水氾濫の対策事業も必要であると思う。
- C 今後の経営ビジョン推進の中で参考にする意見
 - ・財源に関して、将来必要となる経費を積立てる方策なども検討していく必要があると思う。
- E その他（質問、感想等）
 - ・県名にも使われている『川』を、将来もきれいなまま残していくため、しっかり下水道を守ってほしい。

4 策定案の概要

(1) 計画期間

令和3年度から令和12年度までの10年間

(2) 基本理念

「快適な暮らしを支え健全な水環境を未来につなぎ経営の安定を図る」

(3) 主要施策

ア 主要施策1：効果的な老朽化対策

(ア) 改築更新の重点化

機械・電気設備について、老朽化の度合いと故障などによる利用者等に与える影響を考慮し、約300設備を厳選して改築更新を実施する。

(イ) 適切な予防保全と維持管理の効率化

計画的な点検と修繕による適切な予防保全を行うとともに、一括発注やICTの活用などによる業務の効率化を進める。

(ウ) 汚泥の集約処理

汚泥処理の効率化を図るため、酒匂川流域下水道の汚泥処理施設を改築更新に合わせ集約し、処理開始を目指す。

イ 主要施策2：災害対策の強化

(ア) 施設の耐震化

大規模地震時でも処理場の機能を継続するため、必要な施設の耐震化を推進し、対策完了を目指す。

(イ) 施設の耐水化

豪雨時の浸水を防ぐため、電源設備やポンプ設備等の耐水化や、雨天時浸入水対策の強化を図る。

(ウ) 下水処理場のネットワーク化

災害時等の相互融通機能を確保するため、寒川平塚幹線の整備に着手し、供用開始を目指す。

(エ) 危機管理体制の強化

業務継続計画の見直しや、市町と連携した合同訓練の充実等により、災害時等の危機管理体制の強化を図る。

ウ 主要施策3：環境保全の推進

(ア) 水環境の保全

箱根町湯本地区などの下水道未普及地域を解消するため、箱根小田原幹線の整備を推進し、全線供用を目指す。

(イ) 地球温暖化への対応

積極的に省エネ機器の導入を図るとともに、再生可能エネルギーや下水道資源の有効利用について検討を進め、温室効果ガス排出量の約20%削減を目指す。

(4) 収支の見通し

主要施策の実施に係る事業費の算出や汚水量の推計等を行い、公営企業会計の区分による流域下水道事業の収支の見通しを示す。

(単位：億円)

区 分		令和2年度	令和3～12 年度平均
収 益 的 収 支	収益的収入	256	231
	営業収益（市町維持管理負担金）	117	120
	営業外収益	138	110
	収益的支出	256	231
	営業費用（維持管理費・減価償却費）	249	227
営業外費用	7	3	
資 本 的 収 支	資本的収入	66	87
	国庫補助金	32	46
	市町建設負担金・企業債等	34	41
	資本的支出	86	105
	建設改良費	63	85
	企業債償還金	23	20
補填財源（損益勘定留保資金）	20	18	

(5) 持続可能な事業運営に向けた取組

主要施策の着実な実施と合わせ、将来にわたり、安定的に事業を継続していくため、財源・人材・施設に関する経営面の課題に取り組む。

さらに、経営ビジョンの検証と柔軟な見直しにより、持続可能な事業運営を目指す。

ア 財源に関する取組

交付金の確保に向けた国への働きかけや、流域市町とともに経費負担の適正化等に取り組む。

イ 人材に関する取組

人材交流等を通じた職員の確保・育成や、民間活用などによる執行体制の効率化を図る。

ウ 施設に関する取組

市町村との業務の共同化の推進や、長期的な視点での更なる広域化の可能性を検討する。

エ 経営ビジョンの検証と見直し

主要施策について目標※を設定のうえ、経営ビジョンを検証し、必要に応じて柔軟に見直しを行う。

※ 主な目標

【改築する設備数】

	中間年（令和7年度）	最終年（令和12年度）
相模川流域	約160設備	約250設備
酒匂川流域	約20設備	約50設備
全体	約180設備	約300設備

【施設の耐震化率】

	中間年（令和7年度）	最終年（令和12年度）
相模川流域	約90%	100%
酒匂川流域	約90%	100%
全体	約90%	100%

その他、処理場流入水量1 m³当たりの汚水処理に要した費用である汚水処理原価などの指標により、経営状況の確認等を行う。

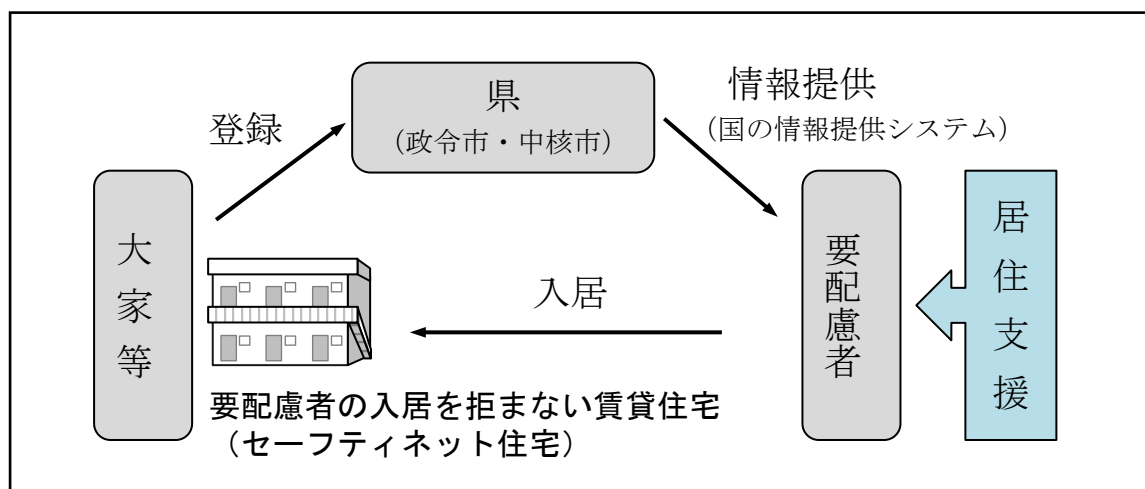
5 今後の予定

令和3年3月末を目途に経営ビジョンを策定し、公表する。

IX 神奈川県賃貸住宅供給促進計画改定案について

1 神奈川県賃貸住宅供給促進計画の概要

神奈川県賃貸住宅供給促進計画（以下「本計画」という。）は、「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」に基づく法定計画として、低額所得者や高齢者といった住宅確保要配慮者（以下「要配慮者」という。）の入居を拒まない賃貸住宅（以下「セーフティネット住宅」という。）の供給目標や登録基準などを定め、平成31年3月に策定した。本計画は平成31年度から令和7年度までの7箇年を計画期間としている。



2 改定の趣旨

本計画では、セーフティネット住宅の登録基準について、「床面積25㎡以上」と定めているが、空き家の有効活用を図りつつ、要配慮者が安心して暮らせる住宅をより多く確保するため、基準を緩和する。

3 改定に向けたこれまでの取組

令和2年12月 第3回県議会定例会建設・企業常任委員会に改定素案を報告

令和2年12月～令和3年1月

改定素案について県民意見募集（パブリック・コメント）を実施

4 県民意見募集

(1) 募集状況

改定素案を県民などに公表し、「かながわ県民意見反映手続要綱」に基づき意見を募集した。

時期	実施方法
令和2年12月18日 ～ 令和3年1月18日	ア 県政情報センターなどで冊子を配架 イ 県のホームページへの掲載

(2) 提出された意見の概要

意見件数 0件

5 改定案の概要

	改定	現行
各住戸の床面積	平成7年度以前に建築：16㎡以上 平成8～17年度に建築：18㎡以上 平成18年度以降に建築：25㎡以上 台所等が共用の場合は13㎡以上	25㎡以上 台所等が共用の場合は18㎡以上

6 今後の予定

令和3年3月末を目途に本計画を改定し、公表する。

X PFIによる県営住宅の建替えについて

1 概要

県では、老朽化が進行する県営住宅について「神奈川県県営住宅 健康団地推進計画」に基づき建替えを進めている。

建替えの推進に当たり、財政負担軽減や建替えのスピードアップを図る観点から、PFI（Private Finance Initiative）等による民間活力の導入を図ることとし、現在、相模原市の上溝団地及び横須賀市の追浜第一団地において、PFIによる建替えに取り組んでいることから、その状況等について報告する。

2 事業内容等

(1) 事業内容

設計、建設及び除却、工事監理、入居者移転支援業務の他、建替えに伴って発生する余剰地の取得及び整備を事業範囲とし、契約した事業者の提案に基づき実施する。

(2) 整備戸数

上溝団地 : 460 戸以上
追浜第一団地 : 120 戸以上

3 取組状況等

(1) 取組状況

令和元年 12 月 : 「神奈川県県営住宅建替PPP/PFIプラットフォーム」の設立

令和 2 年 4 月 : 実施方針の策定の見通しの公表

令和 2 年 10 月 : 実施方針の策定の見通しの変更

令和 3 年 2 月 : 第 1 回「県営上溝団地及び県営追浜第一団地建替事業にかかるPFI事業者選定評価委員会」

・実施方針(案)及び要求水準書(案)に係る意見聴取

実施方針(案)	<ul style="list-style-type: none">・事業内容に関する事項 (事業の目的、概要、スケジュール等)・事業者の募集及び選定に関する事項 (募集及び選定手続き、参加資格要件等)・事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項 (リスク分担、モニタリング等) 等を規定
---------	--

要求水準書 (案)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業に関する基本条件 ・ 県営住宅等整備業務の整備に関する条件 (施設規模や必要な調査実施等) ・ 入居者の移転支援に関する条件 (対象業務、業務の進め方等) 等を規定
--------------	--

(2) プラットフォームにおける主な事業者意見

- ・ 提案書の作成資料をできるだけ少なくしてほしい。
- ・ 提案書の作成内容を具体的に提示してほしい。
- ・ 中小企業が参加しやすい規模にしてほしい。

4 今後の予定

令和3年3月	実施方針、要求水準書（案）の公表
令和3年5月	特定事業の選定
令和3年8月	入札公告
令和4年10月	本契約、事業着手

(参考) P F I 事業団地 (上溝団地、追浜第一団地) の概要

団地名	上溝団地	追浜第一団地
所在地	相模原市中央区光が丘3-1外	横須賀市追浜本町1-119
敷地面積	約84,840㎡	約7,837㎡
地域地区	第一種低層住居専用地域 (建ぺい率50%、容積率100%) 準防火地域	第一種住居地域 (建ぺい率60%、容積率200%) 準防火地域 第1種高度地区 (15m)
建替前の状況	鉄筋コンクリート造 2階建て (一部5階建て) 992戸 昭和42～46年築	鉄筋コンクリート造 4階建て 176戸 昭和37年築
位置図		